

社会福祉法人岡山市社会福祉協議会
役員・専門委員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、岡山市社会福祉協議会役員・専門委員等の費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 評議員及び役員への報酬の支弁はしないものとし、費用弁償の支給基準は、別表1のとおりとする。

(費用弁償の支給対象)

第3条 費用弁償の支給対象は、次のとおりとする。

- (1) 理事会、監査、評議員会、支部長会
- (2) 会長の諮問に伴う委員会等
- (3) ひまわり相談
- (4) 前項1～3号に係わる会議以外の会務等に役員、専門委員として出席した場合

2 費用弁償は出席の都度支給する。

3 第1項に掲げる会務等以外で、各業務分野ごと特別に委嘱した専門家等で構成する委員については、別の定めによるものとする。

(旅費)

第4条 第3条に係わる役員・専門委員等が会務のため市外に出張するときは、社会福祉法人岡山市社会福祉協議会役職員等の旅費に関する規則に準じて支給する。

附則

1. この規則は、平成9年12月18日から施行し、平成10年1月1日から適用する。
2. この規則は、平成10年11月11日から施行し、平成10年12月1日から適用する。
3. この規則は、平成20年3月31日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
4. この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
5. この規則は、平成26年9月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
6. この規則は、平成29年6月22日から施行する。